

No	質問事項	質問内容	回答
1	その他	県で導入しているキャッシュレス決済機器を撤去し、別の機器に変更してもよいか。	指定管理者の都合による撤去はできません。 ただし、現在契約している決済代行事業者との契約上、機器の変更が問題なく、かつ、利便性が下がらない場合に限り、別の決済代行事業者と契約の上、新たな機器を導入することが可能です。 その際、現在の機器を指定管理施設内において保管し、いつでも復旧できる状態にしておいてください。また、このことについて予め書面により県の承認を得るようにしてください。